

第4 床面積・階の取扱い

1 床面積の算定

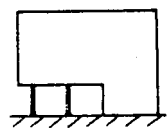
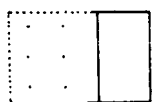
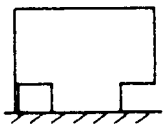
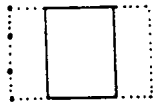
消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、次によること。

- (1) 建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断すること。

例えば、次の各項に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

ア ピロティ

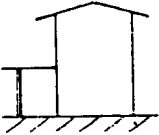
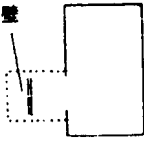
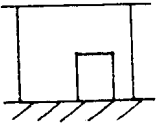

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など
			

第4-1図

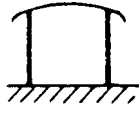
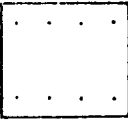
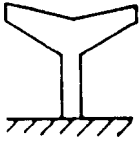
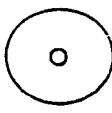
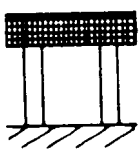
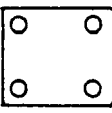
イ ポーチ

原則として床面積に算入しないこと。ただし、屋内的用途に供する部分については、床面積に算入する。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇 型			右記を除き、原則として床面積に算入しない	屋内的用途に供する部分
寄り 付き 型				

第4-2図

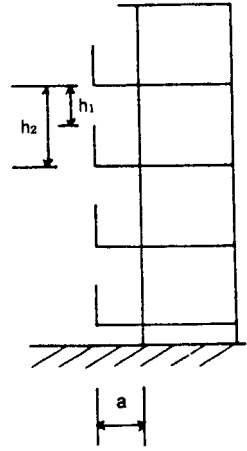
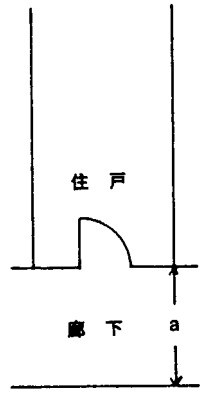
ウ 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物は、アのピロティに準じること。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊			十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘型				
壁を有しない門型				

第 4 - 3 図

エ 開放廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		h_1 : 当該廊下の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該廊下の天井の高さ a : 当該廊下の幅 $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ で、 a のうち2mまでの部分	左記以外の部分

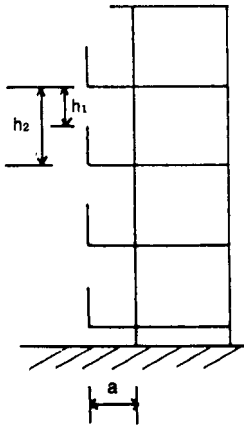
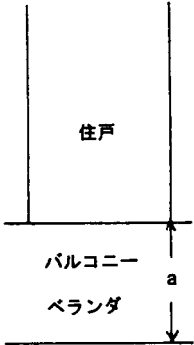
(考え方)

上記のような一定の条件を満たす廊下については、十分な開放性を有し屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に算入しません。ただし、幅2m(芯々)を超える廊下については、その部分を自転車置場、物品の保管等の屋内的用途に用いる場合が想定されるため、十分な開放性を有するものであっても、幅2mを超える部分は床面積に算入すること。

第 4 - 4 図

オ バルコニー・ベランダ

エの開放廊下に準じること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		h_1 : 当該バルコニー・ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該バルコニー・ベランダの天井の高さ a : 当該バルコニー・ベランダの幅 $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ で、 a のうち2mまでの部分	左記以外の部分

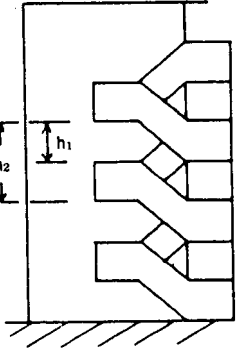
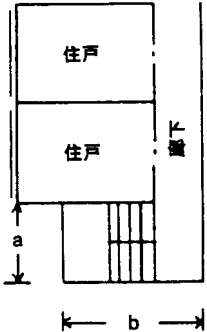
第4-5図

カ 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しないこと。

(ア) 外気に有効に開放されている部分の長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

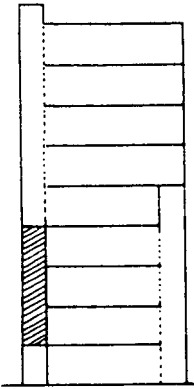
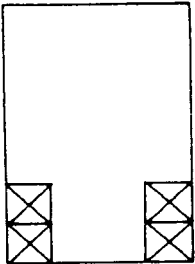
(イ) 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上、かつ、天井の高さの2分の1以上であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		外気に有効に開放されている部分の長さ $\geq 1/2 \times 2(a + b)$ で、 $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ h_1 : 当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該階段の天井の高さ	左記以外の部分

第4-6図

キ エレベーターシャフト

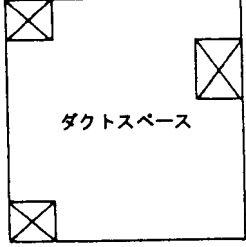
原則として、各階において算入すること。ただし、着床できない階であることが明らかである階については算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	 <p>EVシャフト</p>	乗降口がない階の部分 高層階専用エレベーター で、乗降口のない低層階 部分の場合など	左記以外の部分

第 4 - 7 図

ク パイプシャフト等

各階において床面積に算入すること。

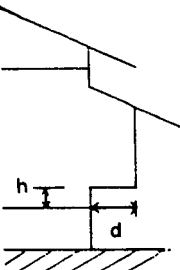
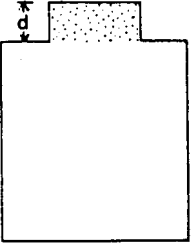
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	 <p>煙突</p> <p>ダクトスペース</p> <p>パイプスペース</p>	煙 突	ダクトスペース パイプスペース

第 4 - 8 図

ケ 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しないこと。

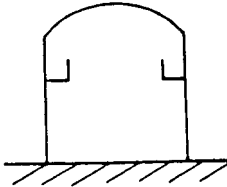
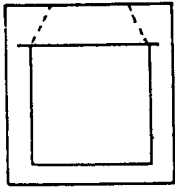
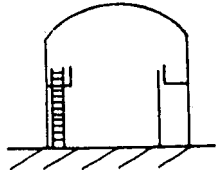
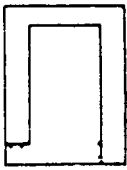
- (ア) 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。
- (イ) 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出ていないこと。
- (ウ) 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h \geq 30\text{cm}$ 、 $d < 50\text{cm}$ 、かつ、見 付け面積の $1/2$ 以 上 が窓であるもの h : 下端の床面からの 高さ d : 周囲の外壁面から の水平距離	左記以外の場合

第4-9図

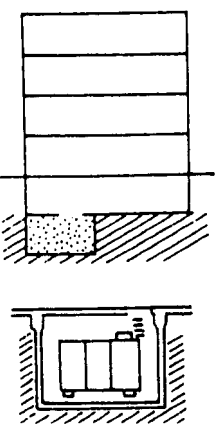
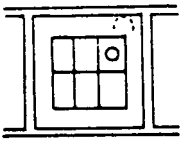
コ 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入すること。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合は、算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な 使用を目的としてい る場合	左記以外の場合
			

第4-10図

サ 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピットタンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p>タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの</p>	<p>左記以外の場合</p>

第4-11図

(2) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

(3) ラック式倉庫の延べ床面積の算定については、次によること。

ア ラック式倉庫の延べ床面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この(3)において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

イ ラック式倉庫のうち、①ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又は②ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。

(a) ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

(b) 当該算定方法により令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。

ウ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、令第12条第1項第5項に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。

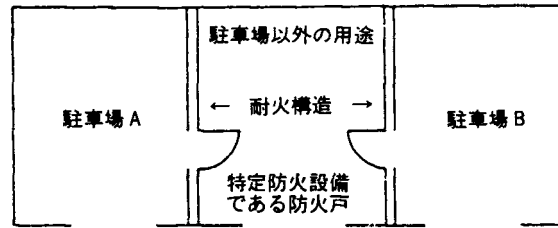
エ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なもの）については、階層ごとに床があるものとして算定する。

(4) 駐車のために供される部分の床面積は、次によること。

ア 車路は床面積に算入するものであること。ただし、防火対象物の屋上以外で上部が開放された部分（庇又はバルコニー等の下で、十分な開放性を有する部分を含む。）は、算入しないものとする。

(注) 車両進入用の傾斜路は、屋上に該当しないものとする。

イ 第4-12図のように区画された駐車のために供される部分以外の部分を介して、2箇所以上の駐車のために供される部分が存する場合は、それぞれの駐車のために供される部分ごとに床面積を算定すること。



第 4 - 12 図

ウ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた駐車場、さく、へい等で囲まれた部分は、当該工作物の水平投影面積に算入するものであること。

エ 立体自動車車庫等（建築物の一部に機械式駐車装置を設置した場合を含む。）は、機械式駐車装置の構造、仕様等にかかわらず当該装置の設置されている建築物又はその部分の水平投影面積を床面積とすること。

オ 令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を駐車させる防火対象物の収容台数の算定については、機械式駐車装置を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互間が6 m以下となるものにあつては、耐火構造の壁等により延焼防止措置が有効に施されている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。

- (5) 令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備（以下この号において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同項第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この号において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、当該電気設備又は鍛造場等における火気使用設備が据え付けられた部分にその周囲からの水平距離が、次のア又はイに掲げるうち短い距離で囲まれた部分を加算して算定すること。この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、それぞれの合計床面積とするが、近接するためにア又はイによる部分が重複する場合にあつては、重複加算しないものとする。また、屋上に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、それぞれの床面積とし、近接するためにア又はイによる部分が重複する場合にあつては、それぞれの合計床面積とするが、重複加算しないものとする（規則第6条第4項及び第5項の適用についても同様とする。）。

ア 5 m

イ 不燃材料の壁、天井、床又は防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている部分までの距離

※ 「その他これらに類する電気設備」とは、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が該当し、次に掲げるものは該当しないものとする。

- ・配電盤又は分電盤
- ・電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- ・電気設備のうち、容量が20 kVA未満（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の合計）のもの

※ 「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費熱量の合計が350 kW以上のものが設置されている場所が該当するものとする。

- (6) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないこととする。

ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (ア) 上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続し続けるもの
- (イ) プラットホームの上部に改札、コンコース等が存することにより上方が閉鎖される部分が生じるもののうち、当該閉鎖される部分の延長方向の長さの合計が上屋の同方向の長さの3分の1を超えるもの
- イ 外気に開放されたピロティ、ポーチ状の部分又は延長方向の面が外気に開放されている通路状部分等で屋外部分とみなされるコンコース
- (7) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。
- ア 改札口内にあつては、軌道部分を除き、すべてを算入する。
- イ 改札口外のコンコース等にあつては、改札口、駅務室等の施設から歩行距離20m以内までの部分を算入すること。ただし、20m以内に随時開くことのできる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。
- (8) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが奥行き2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないこと。ただし、収容人員の算定にあつては、当該観覧席の部分を含むものとする。
- (9) 地下街及び準地下街の地下道は、店舗、事務所等の各部分から歩行距離が地下街にあつては20m、準地下街にあつては10m（各数値未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入する。ただし、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。
- (10) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあつての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。
- (11) 階に対する消防用設備等の設置に係る規定の適用の際、同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあつては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに床面積を算定できるものであること。
- （注）床面積の算定から除外された部分であっても、消防用設備等の設置については必要な場合があるので注意すること。

2 階の取扱い

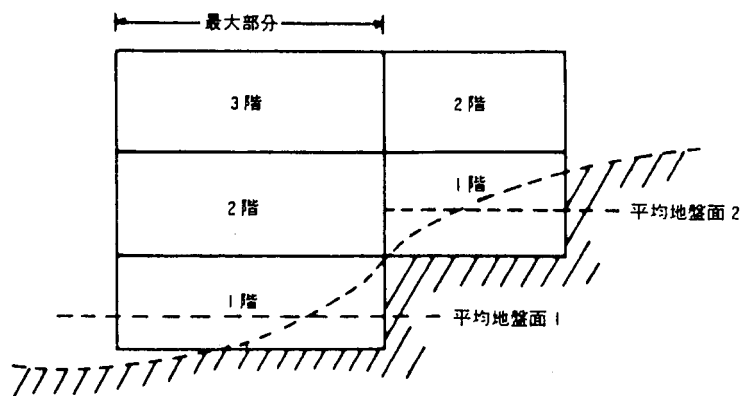
消防用設備等の設置にあつての階数の取扱いは、建基令第1条第2号及び第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。
- （注）床と棚の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う。
- (2) 小屋裏、床下等の部分を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）で、次に該当するものについては階とみなさないこととし、かつ、その部分は床面積に算入しないこと。
- ア 一の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計は、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の2分の1未満であり、かつ、2階床下物置、1階天井裏物置、2階から利用する1階小屋裏物置及び1階ロフトの水平投影面積の合計は、1階床面積及び2階床面積のそれぞれの2分の1未満とすること。
- なお、当該物置等の最高の内法の高さは1.4m以下とすること。
- イ 二以上の小屋裏物置等の部分が、上下に接する場合の小屋裏物置等の天井の高さの合計は、1.4m以下とすること。
- ウ 共同住宅、長屋等は、住戸単位とし、かつ、建物全体で前各号の規定を満たすこと。

※ 階の中間に設ける床（ロフト状に設けるもの）については、居室の直上に設けないこと。ただし、当該部分の直下の天井の高さが2.1m以上ある場合については、この限りでない。

(3) 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫
（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は階数に算定しないこと。

(4) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。



第4—13図